

促進区域の設定(案)

「地域脱炭素化促進事業」

- 環境保全や地域貢献と両立させながら地域共生型の再生可能エネルギー導入を推進する仕組み、「地域脱炭素化促進事業」制度が令和4年4月に創設。
- 「地域脱炭素化促進事業」の促進区域について、地方公共団体の地球温暖化対策実行計画に定めることが努力義務とされた。
- 促進区域は、国や都道府県の基準に基づき、市町村が設定する、再生可能エネルギー事業を導入促進するために指定する地域のことと、必要に応じて追加設定が可能。

北九州市の状況

- 北九州市は、脱炭素先行地域の指定を受け、北九州市の公共施設群と北九州エコタウンのリサイクル企業群へ太陽光発電設備等の導入に取り組んでいる。
- この他に、「地域脱炭素化促進事業」制度の対象及び目的に合致する新規の再エネ事業について、現時点では、事業者からの提案や相談は受けていない。

設定案

- 促進区域について、まずは本市公共施設群及びエコタウンのリサイクル企業群を設定する

対象区域

- 北九州市が所有する公共施設の建物及び土地
 - 響灘地区の北九州エコタウンに集積するリサイクル企業の施設及び土地
- ※事業提案型(事業者からの提案)で促進区域の提案が行われた場合は、個別に区域としての設定を検討

施設種類

- 太陽光発電

43

9 世界における脱炭素化への貢献